

## お試し100円のもりが総額2万円の定期購入!

### 【相談事例】

スマホで動画投稿サイトの広告を見ていたら、マウスウォッシュが、99%オフの100円だったので注文した。商品が届き明細書を見ると、合計5回の受け取りで2万2千円払うことが条件の定期購入になっていた。100円ならお小遣いで払えるが、2万2千円は払えない!解約希望(10代 男性)

### 【アドバイス】

#### ●そのタップ、待って!注文前に、購入条件を確認しましょう!

「お試し」「初回限定●%オフ」などと、お得感を強調した広告を見て申し込むと、複数回購入が条件の定期購入だったという相談が、多数寄せられています。高額の定期購入になっていないか確認しましょう。

#### ●通信販売では、クーリング・オフができません。

#### ●未成年者が親等の同意を得ていない契約は、取り消

#### しできる可能性があります。

未成年者が親等(親権者等の法定代理人)の同意を得ずにした契約は取り消しできることがあります。この場合、商品などを開封していても、残っている商品を返品すればよいとされています。

#### ●令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。

#### ●わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。



### 相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。  
予約電話及び電話での相談は戸畑窓口(☎861-0999)へ。

消費者ホットライン ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん